本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

県道枚方大和郡山線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき奈良県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき奈良県が道路管理者となることなどから、起業者である奈良県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、大阪府枚方市村野西町の一般国道168号との接続点を起点とし、交野市、奈良県生駒市、奈良市を経由して、大和郡山市天理町の県道奈良大和郡山斑鳩線との接続点を終点とする延長25㎞の主要幹線道路である。

奈良県内における本路線は、奈良県北西部生駒市・奈良市・大和郡山市（以下「北和地域」という。）を南北に連絡する主要幹線道路として、北和地域の経済活動や日常生活において重要な役割を担っている。

本路線付近の奈良市七条西町地内において、奈良県が、北和地域の医療を支える中心的病院としての役割を担う新奈良県総合医療センター（以下「医療センター」という。）を計画し、平成29年度中の完成を予定している。

そのため、本路線のうち、奈良県大和郡山市城町地内から同市天理町地内までの延長915mの区間（以下「本件区間」という。）は、起点は医療センターのアクセス道路として現在整備を行っている大和都市計画道路３・６・128号石木城線（以下「石木城線」という。）と接続しており、終点は大和郡山市中心部の交通混雑の緩和を図る目的で現在整備を行っている大和都市計画道路３・４・305号城廻り線（以下「城廻り線」という。）と接続していることから、本件区間は、石木城線及び城廻り線と一体となって医療センターへのアクセスルートを構成し、大和郡山市市街地方面及び奈良市方面からの救急搬送路としての役割を担うこととなる。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、奈良県道路の整備に関する条例（平成25年条例第70号）（以下「条例」という。）の規定値である車道幅員6.0mに対して５m以下と狭小な区間が48％存在している中で、最小幅員が3.1mとなっている箇所が存在し、条例の規定による視距30mを確保出来ていない区間が２箇所存在していることから、車両のすれ違いが困難な状況となっており、医療センターが開業したとしてもアクセスルートとしての機能が発揮出来ない状況となっている。また、現道は小学生の通学路として指定されているにもかかわらず、歩道が整備されていない区間が730m存在していることから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、必要な幅員及び線形良好な道路と安全な歩道が整備されることにより、現道における車両のすれ違い困難が解消され、医療センターへのアクセスルート及び安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音、振動について環境への影響について検討を行ったところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価している。

また、本件区間内において生息及び生育の可能性のある希少な動植物について既存文献や専門家への聴き取り調査を行った結果によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種は確認されていない。

また、環境省第４次レッドリスト、奈良県の地域性・特殊性をより明確化した奈良県版レッドデータブックによる希少動植物についても文献調査、有識者への聴取調査及び現地確認により検証を行った結果、本件区間内で特別の措置を講ずべき希少種は確認されておらず、環境に与える影響は軽微であると判断している。なお、工事による改変箇所で生息及び生育が確認された場合は、有識者の指導助言を得ながら、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内において文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在することが確認されているが、奈良県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の車両相互のすれ違い困難の解消による医療センターへのアクセスルート及び安全かつ円滑な自動車交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第２級の規格に基づき、現道拡幅・一部バイパス方式により２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅案のほか、現道拡幅・一部バイパス案（以下「申請案」という。）及びバイパス案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、支障となる物件が最も少なく土地利用に与える影響が小さいこと、現道交通に与える影響が比較的小さいことなどから施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、車両のすれ違いが困難な状況となっており、医療センターが開業したとしてもアクセスルートとしての機能が発揮出来ない状況となっていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通を確保する必要があると認められる。

また、大和郡山市等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　奈良県大和郡山市役所